

第6 知的財産権にかかる紛争解決制度の改革

1 知的財産権紛争の動向

知的財産権関係民事事件の新受件数（全国地裁第一審）は、2005（平成17）年には579件であったところ、2010（平成22）年には631件、2015（平成27）年には533件と、増減がありつつもおおむね横ばい傾向といえる。同事件の平均審理期間（全国地裁第一審）は、2005（平成17）年には13.5月であったところ、2010（平成22）年には14.8月、2015（平成27）年には14.2月と、横ばい傾向である。

また、知財高裁（2005〔平成17〕年3月までは東京高裁）における審決取消訴訟の新受件数は、2005（平成17）年には589件であったところ、2010（平成22）年には413件、2015（平成27）年には263件と減少傾向にある。同事件の平均審理期間は、2005（平成17）年には9.4月であったところ、2010（平成22）年には7.2月、2015（平成27）年には8.7月とおおむね横ばい傾向である。

2 近時の実体法改正の動向

(1) 特許法（2014〔平成26〕年改正、2015〔平成27〕年改正）

2014（平成26）年改正では、特許から6か月以内に何人も書面にて特許異議の申立てができる制度が創設された一方、特許無効審判は利害関係人に限り請求できるものとされた。また、災害等のやむを得ない事由が生じた場合に特許料の納付等の手続期間を延長することができる救済措置が拡充された。

2015（平成27）年改正では、職務発明制度の見直しにより職務発明にかかる特許を受ける権利を当初から法人帰属とすることが可能となるとともに、特許料の引き下げ、特許法条約に対応した手続規定・救済規定等の導入等がなされた。

(2) 商標法（2014〔平成26〕年改正、2015〔平成27〕年改正）

2014（平成26）年改正では、それまで認められていなかった①色彩のみからなる商標、②音商標、③動き商標、④ホログラム商標、⑤位置商標が保護の対象とされるなどした。

2015（平成27）年改正では、登録料の引き下げやシンガポール条約に対応した手続規定・救済規定等の導入がなされた。

(3) 不正競争防止法（2015〔平成27〕年改正）

2015（平成27）年改正では、営業秘密の保護を拡大するため、刑事処罰の範囲の拡大と罰則の強化、損害賠償請求等における立証責任の転換や差止請求の除斥期間の延長等がなされた。

(4) 著作権法（2012〔平成24〕年改正、2014〔平成26〕年改正）

2012（平成24）年改正では、著作物等の利用を円滑化するため、付随対象著作物としての利用、許諾を得るための検討過程での利用等、著作権者の許諾なく著作物を利用できる場合が規定された。一方、著作権等の保護を強化する観点から、DVD等に用いられている暗号型の技術的保護手段を回避することが規制されるとともに、違法ダウンロードに刑事罰が科されることとなった。

2014（平成26）年改正では、デジタル化・ネットワーク化の進展にともなう電子書籍の増加を背景として、電子書籍に対応した出版権の整備がなされた。また、視聴覚的実演に関する北京条約の採択にともない実演家の権利の保護が強化された。

(5) 2016〔平成28〕年改正（環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律による改正）

上記(1)から(4)のうち、特許法、商標法及び著作権法については、2016〔平成28〕年改正も成立しているものの、環太平洋パートナーシップ協定(TPP)の発効日より施行するものとされており、いまだTPPが発効するか否か不透明な状況のため割愛する。

3 紛争解決制度の充実に向けて

(1) 日弁連知的財産センター

日弁連知的財産センターは、知的財産権の確立・普及等を進め、より良い知的財産制度の発展を図るとともに、弁護士である会員が知的財産業務に関与するための施策を企画する等の活動に取り組むことを目的として設置されたものであり、知的財産権に関する制度及び政策提言等に関する活動や、知的財産権の確立・普及及び人材育成等に関する活動を行っている。

近時では、2017(平成29)年3月16日付け「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会中間まとめ」に対する意見書、同日付け「適切かつ公平な証拠収集手続の実現」に関する意見書、同年2月24日付け「商標審査基準」改訂案に対する意見書等を発表するなどしているが、実務を担う弁護士の立場から、こうした積極的な意見発信を行っていくことは重要である。

また、日弁連知的財産センターでは、日弁連特別研修会や知的財産訴訟に関する講演会を毎年実施しており、知的財産業務に精通する弁護士の育成を行っているが、知的財産権にかかる紛争の解決を適切かつ迅速に行うためには、弁護士一人一人の実力を向上させることが必要不可欠であるといえ、こうした研修等を通じて絶えず研鑽を続けることができるよう態勢を整える必要がある。

(2) 日本知的財産仲裁センター

日本知的財産仲裁センターは、日弁連と日本弁理士会とが1998(平成10)年3月に「工業所有権仲裁センター」という名称で設立したADRであり、東京本部のほか、関西及び名古屋の2支部と、北海道、東北、中国、四国及び九州の5支所とがあり、全ての高裁所在地に設置されている。特許権等に関する訴え等の管轄(民事訴訟法6条)の規定により、一定の知的財産権に関する紛争については東京地裁又は大阪地裁の専属管轄となるが、同センターの支部・支所は、これらの地裁に提訴することが困難な当事者に、訴訟に代わる紛争解決手段を提供するものといえる。

同センターは、相談、調停、仲裁等の業務を行うとともに、特許発明の技術的範囲に属するかどうかや特許に無効事由があるかどうかを判断する判定サービス(センター判定)も提供している。

なお、同センターに申し立てられた調停又は仲裁事件は、2008(平成20)年以降は年間10件未満で推移しており、さらなる認知度の向上や利用促進のための方策を検討・実施する必要がある。